

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 26 関東59 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 7月 4日

【会社名】 アイフル株式会社

【英訳名】 AIFUL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田 吉孝

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通五条上高砂町381 1

【電話番号】 075 (201) 2000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部・総務部担当兼経理部長 津田 和彦

【最寄りの連絡場所】 京都市下京区烏丸通五条上高砂町381 1

【電話番号】 075 (201) 2000 (大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部・総務部担当兼経理部長 津田 和彦

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 28,800百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年 5月15日
効力発生日	平成26年 5月23日
有効期限	平成28年 5月22日
発行登録番号	26 関東59
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 90,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 90,000百万円

(90,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

## 【安定操作に関する事項】

該当事項なし

## 【縦覧に供する場所】

アイフル株式会社 東京支社

（東京都港区芝二丁目31番19号）

アイフル株式会社 千葉支店

（千葉市中央区富士見二丁目4番13号）

アイフル株式会社 大宮西口支店

（さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地26）

アイフル株式会社 横浜西口支店

（横浜市西区北幸一丁目8-2）

アイフル株式会社 金山支店

（名古屋市中区金山四丁目6番2号）

アイフル株式会社 梅田支店

（大阪市北区梅田一丁目2番2-100号）

アイフル株式会社 三宮支店

（神戸市中央区三宮町一丁目8-1）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	アイフル株式会社第54回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金28,800,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円の1種
発行価額の総額(円)	金28,800,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円。ただし、金銭の支払に代えて、各社債の金額100円につき元本金額100円の当社に対する貸金債権をもってこれに充てる。
利率(%)	年8.00%
利払日	毎年4月30日及び10月31日
利息支払の方法	1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年10月31日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月30日及び10月31日に各々その日までの前半か年分を支払う。 2. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3. 利息計算期間が半年未満となる場合の利息の計算については、1年365日の日割をもって計算する。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 4. 償還期日後は利息をつけない。
償還期限	平成32年4月30日

償還の方法	<p>1.償還価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2.償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成32年4月30日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本項第(1)号の規定にかかわらず、当社は、平成29年7月10日以降に到来する利息の各支払期日(ただし、本社債の未償還残高の全部が期限前償還される場合には平成29年7月10日以降の任意の日)において、本社債の元金の全部又は一部を同日までの経過利息の支払とともに各社債の金額100円につき金100円で期限前償還することができる。なお、本社債の一部を償還する場合、各社債の一部を均等の割合で償還し、償還可能な金額はかかる方法により1円未満の端数が生じない金額とする。</p> <p>(3) 前号の規定に従って本社債を期限前償還しようとする場合、期限前償還しようとする日(以下「期限前償還期日」という。)の60日前から25日前までの間に(期限前償還期日当日を含めて計算する。かかる期間には期限前償還期日当日から起算して60日前に該当する日を含み25日前に該当する日を含まない。以下社債要項において起算日から遡って期間を計算する場合、同様に計算するものとする。)必要な事項を公告又はその他の方法により、社債権者に通知する。</p> <p>(4) 本社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、本要項に規定される振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p>
募集の方法	一般募集(ただし、当社に対する貸付金債権(元本。なお、手形貸付による場合の手形貸付金債権も含む。))の保有者に対する交換募集(当該貸付金債権の払込みによる発行)
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	平成26年7月4日から平成26年7月9日
申込取扱場所	東京都港区芝二丁目31番19号 アイフル株式会社 財務部
発効日	平成26年7月10日
振替機関	振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保・保証	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債のために担保提供(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。)を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。この場合、社債権者集会の決議は要しないものとする。ただし、当該資産の上に担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定できない場合には、当社は社債権者集会の決議を得て本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。</p> <p>2. 担保切替条項(純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。)により他の無担保社債のために担保提供を行う場合には、前項は適用されない。</p> <p>3. 社債権者集会の決議を得て担保付社債信託法に基づき本社債のために担保権を設定した場合、第1項の規定は以後適用されないものとする。</p> <p>4. 当社が第1項又は第3項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

## (注) 1 取得格付

該当事項はありません。

## 2 振替社債

本社債は、その全部について社債等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

## 3 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

## 4 財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は、株式会社あおぞら銀行(以下「財務代理人」という。)との間に平成26年7月4日付アイフル株式会社第54回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)財務代理契約証書を締結し、本社債の発行代理人及び支払代理人としての事務その他本社債に係る事務を財務代理人に委託する。
- (2) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (3) 財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を社債要項に定める方法により社債権者に通知する。

## 5 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、直ちに本社債についての期限の利益を喪失し、社債要項に定めるところによりその旨を公告する。

- (1) 当社が「償還の方法」の規定に違背したとき。
- (2) 当社が「利息支払の方法」の規定に違背し、利息の支払期日から7日以内に履行しないとき。
- (3) 当社が「財務上の特約(担保提供制限)」第1項の規定に違背したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
  - (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続の開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
  - (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- 6 公告の方法
- (1) 本社債に関し社債権者に対して公告を行う場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載する
  - (2) 当社が定款の変更により公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。
- 7 社債権者集会
- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を社債要項に定める方法により公告する。
  - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
  - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 8 社債要項の公示
- 当社は、その本店に社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
- 9 社債要項の変更
- (1) 社債要項に定められた事項(ただし、「財務代理人、発行代理人及び支払代理人」の項を除く。)の変更は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
  - (2) 裁判所の認可を受けた前項の社債権者集会の決議は、社債要項と一体をなすものとする。
- 10 費用の負担
- 以下に定める費用は当社の負担とする。
- (1) 本(注)6に定める公告に関する費用。
  - (2) 本(注)7に定める社債権者集会に関する費用。
- 11 元利金の支払
- 本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び社債要項に規定される振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

**2【社債の引受け及び社債管理の委託】****(1)【社債の引受け】**

該当事項はありません。

**(2)【社債管理の委託】**

該当事項はありません。

**3【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

該当事項はありません。

**(2)【手取金の使途】**

該当事項はありません。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月27日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年7月4日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年7月1日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年7月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（平成26年7月4日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

- アイフル株式会社 本店  
（京都市下京区烏丸通五条上高砂町381 1）
- アイフル株式会社 東京支社  
（東京都港区芝二丁目31番19号）
- アイフル株式会社 千葉支店  
（千葉市中央区富士見二丁目4番13号）
- アイフル株式会社 大宮西口支店  
（さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地26）
- アイフル株式会社 横浜西口支店  
（横浜市西区北幸一丁目8-2）
- アイフル株式会社 金山支店  
（名古屋市中区金山四丁目6番2号）
- アイフル株式会社 梅田支店  
（大阪市北区梅田一丁目2番2-100号）
- アイフル株式会社 三宮支店  
（神戸市中央区三宮町一丁目8-1）
- 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。